

令和8年8月 日

内閣府 知的財産戦略推進事務局 御中

〒206-0021 東京都多摩市連光寺四丁目5番4号

日昇リサーチ株式会社

代表取締役 三 原 嘉 明

電話 042-355-5678

「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する

プリンシプル・コード（仮称）」に関する提言書の送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より知的財産政策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「知的財産推進計画2026」（令和8年6月12日 知的財産戦略本部決定）におきまして、プリンシプル・コード（仮称）の制定とあわせ、「クリエイター等への対価還元に向けた環境構築を促進する」ことが今後の方向性として示されております。

本提言は、この「対価還元に向けた環境構築」について、その具体的な技術的実装案を申し述べるものです。プリンシプル・コード（仮称）（案）に対する意見募集では、権利者側・事業者側の双方から鋭く対立する意見が寄せられたと承知しております。開示の範囲をめぐる対立は、開示を求める限り解けないのではないか。使用の有無を「開示させる」のではなく「計測する」仕組みを制度の側に置くことで、双方の負担を下げたまま透明性と対価還元を両立できるのではないか。これが本提言の骨子でございます。

提案者は一介の中小企業経営者にすぎず、妻を作曲家に持つ一権利者でもあります。専門の研究者ではございませんので、記述に至らぬ点多々あろうかと存じますが、現場の一つの声としてお目通しいただければ幸いに存じます。

なお本提言に係る概念実証（プロトタイプ）は、下記にて実際に動作するものを一般公開しております。ご検証いただけますと幸いです。

末筆ながら、貴事務局の一層のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

記

- ・別添 提言書「開示から計測へ——クリエイター等への対価還元を自動執行するUCAの実装案」 A4・6頁
- ・提言全文（ウェブ版） <https://yymm77.github.io/seimei-kagaku/copyright-proposal.html>
- ・動作するプロトタイプ <https://yymm77.github.io/seimei-kagaku/blockchain-ip-demo-v2.html>

以上

提 言 書

開示から計測へ

—— クリエイター等への対価還元を自動執行するUCAの実装案 ——

令和8年8月

日昇リサーチ株式会社 代表取締役 三原嘉明

第1 提言の要旨

本提言は、次の一点を申し上げるものです。

生成AIと著作物をめぐる議論は、「学習データを開示させるか否か」という一本の軸の上で膠着しております。しかし権利者が本当に必要としているのは、学習データの一覧ではなく、自分の作品が使われたかどうかの確認と、使われた分の対価です。事業者が守りたいのは、営業秘密である収集手法とアーキテクチャです。この二つは、実は両立いたします。開示を求めるのではなく、照合を可能にすればよいからです。

作品の側にハッシュ値（デジタル指紋）を持たせ、そのハッシュ値の照合結果だけを記録する。事業者は学習データを一件も公開せずに済み、権利者は自分の作品についてのみ「使われたか否か」を機械的に確認できる。そして使われた回数に応じ、スマートコントラクトが自動で対価を送る。これを「UCA（Universal Creative Attribution／普遍的創造的帰属）」と名づけ、その設計と段階的な実装方法を以下に申し述べます。

制度の要点は、「使わせない」でも「原則自由」でもなく、第三の道としての「使わせる。ただし使った分だけ自動で払う」という設計にございます。

第2 現状認識 —— 対価還元は、いま訴訟でしか実現していない

生成AIの学習をめぐる紛争は、現に金銭の移動を生み始めております。米国では、大手AI開発事業者が書籍の無断利用に関する集団訴訟について総額約15億ドルの和解に至ったと報じられました。対象は約50万点、一点あたり約3000ドルの一律配分と伝えられております。

ここに、現行の紛争解決手段の限界がそのまま現れていると考えます。一点あたりの金額が一律である以上、それは「どれだけ使われたか」とは無関係です。一度しか参照されなかった作品も、モデルの出力に強く影響した作品も、同じ額を受け取る。訴訟という道具は、権利の有無を裁くには適していても、寄与の量を測るようにはできておりません。

そして日本国内の議論は、著作権法第三十条の四による広い許容と、欧州型のオプトアウト方式との間で揺れております。「使わせない」か「原則自由」かという二択のままで、いずれを選んでも、使われた量に応じて対価が流れるという最も自然な帰結にはたどり着けないのではないのでしょうか。

必要なのは、新しい禁止でも新しい自由でもなく、計測の仕組みであると考えます。

第3 論点の転換 —— 「開示」ではなく「計測」で解く

プリンシプル・コード（仮称）（案）に対する意見募集では、原則1の開示項目について、クローラの識別子やアーキテクチャの詳細といった細かな情報の開示は競争上の機微情報の流出を招くとの指摘がなされ、原則2の個別開示請求については濫用と工数負担の懸念が、原則3については十分な根拠を欠く探索的請求を許容しかねないとの懸念が示されたと承知しております。

これらはいずれも正当な懸念であり、かつ「開示」という手段を採る限り解消しない性質のものです。開示範囲を広げれば事業者の負担と競争上の不利益が増し、狭めれば権利者の納得が得られない。範囲の調整でこの対立を解くことは、構造上むずかしいと考えます。

しかし、視点を一つ動かせば景色が変わります。権利者が知りたいのは「学習データの全体像」ではなく「自分の作品一点について、使われたか否か」です。これは開示を伴わずに答えられる問いです。ハッシュ値の照合という形をとれば、事業者は何も公開せず、照会者は自分が正当に保有する作品についてのみ答えを得られます。

この構造は、上記三つの懸念のすべてに同時に応えるものと考えます。

意見募集で示された懸念	UCAによる応答
原則1：クローラ識別子・アーキテクチャ等の細かな開示は競争上の機微情報の流出を招く	学習データそのものは一切公開しない。公開されるのは「照合に応じる仕組みを備えている」という事実のみ。透明性の要請を、機微情報を出さずに満たす。
原則2：個別開示請求は膨大な工数を要し、事業者のリソースを圧迫する	照合は自動処理であり、人手の介入を要しない。請求件数が増えても限界費用はほぼ増えない。
原則2：司法手続を回避・代替する仕組みとなることへの懸念	照合結果は事実の記録にとどまり、権利義務の判断を代替しない。むしろ訴訟における証拠収集の円滑化に資する。
原則3：根拠を欠く探索的請求（フィッシング・エクスペディション）を許容しかねない	照会者は自らハッシュ値を提示できる作品についてしか照合できない。原理的に探索ができない構造である。

付言いたしますと、「コンプライ・オア・エクスプレイン」という枠組みにおける「エクスプレイン」を、文章による説明ではなく機械可読な記録に置き換えられる点も、実務上の意義は小さくないと考えます。説明の巧拙が評価を左右する状態は、誠実な事業者にとってかえって不利に働かうからです。

第4 UCAの構成——三本の柱

第一の柱 デジタル指紋による真正性の保証

作品の登録時に、その内容からSHA-256ハッシュ値を生成し、ブロックチェーンに記録します。「誰が、いつ、何を創ったか」が改ざん不可能な形で永続的に残ります。書籍、音楽、画像、映像のいずれにも適用可能です。

日本が採る無方式主義は、創作の瞬間に権利を発生させます。しかしそれは、権利を証明する手段までは与えておりません。ハッシュの記録は、無方式主義を損なうことなく（登録はあくまで任意です）、証明の空白だけを埋めるものです。

第二の柱 スマートコントラクトによる自動対価還元

利用・複製が行われるたび、あらかじめ定められた条件に従って自動的に対価が著作者へ流れます。仲介する組織を介さず、コードが契約を執行します。一回あたりの金額は極めて小さくてかまいません。一回〇・〇〇一円であっても、一億回使われれば十万円になります。

ここで重要なのは、価格を事前に決めないという設計思想です。著作物の価値を事前に見積もることは、ほぼ不可能です。無名の写真が突然広く使われることもあります。であれば、使われた量そのものに価格を決めさせればよい。誰も使わなければゼロ、多く使われれば相応の額になる。作者は値をつける必要がなくなります。

音楽配信サービスの分配モデルに似ておりますが、決定的に異なる点がございます。それらは仲介事業者が収益の大半を取ります。UCAは仲介を置かず、スマートコントラクトが直接支払います。

第三の柱 ハイブリッド設計による個人情報保護との両立

ブロックチェーン上に記録するのはハッシュ値のみとし、氏名・住所等の個人情報は暗号化したデータベース（オフチェーン）に保管します。これにより「忘れられる権利」と「改ざん不可能性」という、一見すると相反する二つの要請を同時に満たします。個人情報保護法の改正を要しない設計でございます。

第5 段階的な実装案

全体を一度に立ち上げる必要はありません。法改正を要しない範囲から着手し、実績を積んだうえで制度整備に進むのが現実的と考えます。

段階	内容	法改正の要否
第1段階	デジタルアーカイブ機関等が保有する資料の一部にSHA-256ハッシュを付与し、管理主体のプライベートチェーンに登録。検証ツールを一般公開する。プリンシプル・コードに賛同する事業者が任意で照合に応じる運用を並行して試行する。	不要（現行法の範囲内）
第2段階	対象資料を拡大し、パブリックチェーンとの連携を開始。照合記録を証拠収集手続において利用しうる位置づけとして整理する。	一部必要（著作権法第三十一条の補完規定、電子署名法の政令整備）
第3段階	スマートコントラクトによる自動マイクロペイメントの本格稼働。絶版作品・権利者不明作品への対価還元を技術的に実現する。	必要

第1段階は、その気になれば年度内にも着手可能な内容でございます。「対価還元に向けた環境構築の促進」という方針に対し、まず動く実物を一つ持つことの意味は大きいのではないかと考えます。

第6 法制度上の整理

関係法令	整合性・必要な対応	優先度
著作権法第三十一条（図書館等における複製）	スマートコントラクトによる自動・直接払いへの移行を可能とする補完規定の追加が必要	高
著作権法第三十条の四	改正を要しない。本提案は同条の許容範囲を狭めるものではなく、許容されたうえで対価が流れる経路を追加するものである	－
電子署名法	ブロックチェーン署名を明示的に含める政令・ガイドラインの整備が望ましい	中
個人情報保護法	オフチェーン設計により法改正は不要。即時着手が可能	－
ベルヌ条約（無方式主義）	登録は任意であるため整合する。権利の発生要件には一切影響しない	整合済
WIPO著作権条約第十一条	技術的保護措置としてブロックチェーンを位置づける。国際標準策定を我が国が主導する領域	中～高

とりわけ第三十条の四との関係は、誤解を避けるため強調させていただきたく存じます。本提案は同条を制限するものではありません。学習は引き続き広く許容されたうえで、使われた分の対価が自動的に流れる経路を一本追加する。禁止を増やさずに還元を実現する点に、この設計の要点がございます。

第7 量子計算機時代への備え

現行のSHA-256は、今日の計算機にとっては事実上解読不能でございますが、量子計算機の本格稼働が現実となる二〇三〇年代以降、この前提が揺らぐ可能性があります。米国国立標準技術研究所（NIST）は二〇二四年に耐量子計算機暗号の標準化を完了しております。

重要なのは、いま完全な答えを出すことなく、設計思想の中に「移行可能性」を最初から埋め込んでおくことだと考えます。技術仕様の具体化にあたっては、情報処理推進機構（IPA）および産業技術総合研究所との連携が適切かと存じます。

耐量子性を備えた知財基盤を世界に先駆けて実装した国が、次世代の知財標準を握ります。我が国にその機会があると考えております。

第8 国際標準化の可能性

世界を変えた概念には、必ず名前がございました。「インターネット」「ブロックチェーン」「オープンソース」。名がつくことで、概念は伝播いたします。

UCA（Universal Creative Attribution／普遍的創造的帰属）という名を提案いたしますのは、この構想が日本発の概念として国際的に流通しうると考えるからでございます。WIPOへの標準提案、UNESCOのデジタルアーカイブ基準との連携など、発信の経路は複数存在いたします。

現在、生成AIと知的財産をめぐる国際的な議論は、規制の強度をめぐる対立に終始している感がございます。そこに「計測して払う」という第三の設計を提示できる国は、まだございません。

第9 提出者について

日昇リサーチ株式会社は、姓名科学の研究普及を目的として設立した小規模な法人でございます。提出者は現在七十三歳、かつて日産自動車株式会社において輸出業務および中近東向け販売に従事し、外国為替管理の実務に携わっておりました。

本提言を申し上げる動機について、一言だけ申し添えます。私の妻は作曲家として日本音楽著作権協会に所属しております。作品が使われているのかどうかも分からぬまま、確かめる手段も持たぬ側の心境を、日常のこととして見てまいりました。同時に私自身は、日々の業務において生成AIを道具として用いる利用者でもございます。本提言の文案作成にも生成AIを用いております。その開発元は、まさに冒頭に記した和解の当事者でございます。

禁じる側にも、使う側にも、私は片足ずつを置いております。どちらか一方の立場から申し上げているのではないことを、ご理解いただけますと幸いに存じます。

【参考】

- ・提言全文（ウェブ版） <https://yymm77.github.io/seimei-kagaku/copyright-proposal.html>
- ・動作するプロトタイプ（ハッシュ生成・自動送金シミュレーション・法体系分析）
<https://yymm77.github.io/seimei-kagaku/blockchain-ip-demo-v2.html>

以上